

山梨県公報

第一千二百五十九号

平成十四年

一月二十四日

木曜日

目次

道路の区域変更	三五
建築基準法に基づく道路位置指定	三五
公告	三五
特定非営利活動法人の設立の認証申請	三五
経営事項の審査の申請の時期及び方法等	三五
開発行為に関する工事の完了について	三六
公安委員会	三六
遊技機の型式の検定	三七

告示

山梨県告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年二月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年一月二十四日

- 道路の種類 県道
- 路線名 北原下条南割線
- 道路の区域

山梨県知事 天野 建

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
先から 葦崎市大字大草町字若尾二〇四二番の二地 まで	旧	七・〇	二〇二・五
葦崎市大字大草町字若尾九一四番の一地从 先から	新	一一・〇	二〇二・五

山梨県告示第十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年一月二十四日

山梨県知事 天野 建

- 道路の位置
東八代郡石和町唐柏字池田三百七十七番十三
- 道路の幅員
最大 四・〇五メートル
- 道路の延長
三十四・五七メートル

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年一月二十四日

山梨県知事 天野 建

- 申請のあった年月日 平成十四年一月八日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人 白ゆり会
 - 代表者の氏名 赤岡敦
 - 主たる事務所の所在地 甲府市向町八百五十三番地一
 - 定款に記載された目的
この法人は高齢者及び障害者に対して、介護及び健康維持、増進を図ることを目指し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

経営事項審査の申請の時期及び方法等

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十九条第二項の規定により、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に行う経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請時期、方法等を次のとおり定めた。

平成十四年一月二十四日

山梨県知事 天野 建

一 申請時期及び方法

1 申請時期

知事が経営事項審査受付票（以下「受付票」という。）により指定した日時とする。

2 申請方法

(一) 経営事項審査の申請をしようとする者は、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出した後に、申請日時等を指定した受付票の交付を受けること。

(二) (一)にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の営業年度終了の日以前に経営事項審査の申請をしようとする者は、当該許可後速やかに、申請日時等を指定した受付票の交付を受けること。

(三) 申請者は、申請書類を知事が受付票により指定した場所に持参すること。

二 申請に必要な書類

1 申請書及び添付書類

経営事項審査申請書

(三)(二)(一) 法第二十七条の二十三第六項の規定により提出を求め次に掲げる書類

審査手数料収入証紙貼付書

健康保険・厚生年金保険加入証明書

建設業国民健康保険加入及び事業所証明書

建設業退職金共済制度加入証明書

退職一時金制度加入証明書

企業年金制度加入証明書

法定外労働災害補償制度加入証明書

消費税納税証明書（その一）

2 法第二十七条の二十三第六項の規定により提示を求め次に掲げる書類

建設業許可通知書及び申請書の副本

建設業許可に係る変更届及び廃業届の副本

法第十一条第二項の規定により提出した書類の副本

前回の経営事項審査申請書の副本

経営状況分析終了通知書

法人税又は所得税の確定申告書の控え

消費税の確定申告書の控え

所得税の源泉徴収簿

工事請負契約書

工事施工体系図及び工事施工体系台帳

竣工時カルテ受領書

労働災害保険申告書

雇用保険申告書

健康保険被保険者標準報酬決定通知書

厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

建設業経理事務士合格証

3 申請書用紙の取扱先

社団法人山梨県建設業協会 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 電話〇五五 二

三五 四四二一

三 経営事項審査手数料

1 手数料

八千五百円に審査を受けようとする建設業一種類につき二千五百円として計算した額を加算した額

2 納付方法

山梨県収入証紙を審査手数料収入貼付書にはり付けること。

四 経営事項審査の結果の通知

経営事項審査の結果は、申請者に郵送で通知する。

五 その他

1 経営状況分析の申請については、法第二十七条の二十四の規定による指定経営状況分析機関が公示する申請時期、方法等に従い申請すること。

2 詳細については、山梨県土木部土木総務課建設業担当（電話〇五五 二二三 一 八四三）に問い合わせること。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十四年一月二十四日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 韮崎市藤井町北下條字大原三三八の一、二三八三の二、二三八三の三、二三三二五の五及び二三三八一の九並びに字岩上三三九三の二、二三九九の一、二四二四の一及び二四一四の二並びに北下條坂井字村ノ前五二九の四及び七〇六の二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都港区赤坂五丁目三番六号 東京エレクトロン株式会社 代表取締役 東哲郎

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百一十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年一月二十三日までとする。

平成十四年一月二十四日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造業者名又は輸入業者名	
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 動役物	CR福ふく神	株式会社ソフィア	一〇〇五二五
京楽産業株式会社 代表取締役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目二〇番八号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 動役物	CR柔キツズ極編Z2	京楽産業株式会社	一〇〇五六九

アイジーティージャパン株式会社 代表取締役 スコット・ウインセラ 東京都港区愛宕一丁目三番四号 愛宕東洋ビル七階	回胴式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	ダブルソニック	アイジーティージャパン株式会社	一四〇五六五
株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	規則第六条第二号（別表第五） 回胴式遊技機	サンダーV23	株式会社メイシー販売	一四〇五九六
株式会社サンセイアールアンドデイ 代表取締役 杉島紀志男 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一三番一三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 動役物	CRアニマルとれい	株式会社サンセイアールアンドデイ	一〇〇六〇三
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 動役物	CRファイバーデカザウルスJ14	株式会社三共	一〇〇六三三
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 動役物	CRファイバーデカザウルスJ14	株式会社三共	一〇〇六〇七
株式会社大一商会 代表取締役 役市原茂 愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目二二番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号ロ（別表第三） 動役物	ダイナマ娘EX	株式会社大一商会	一一二〇六一四
株式会社ミズホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 動役物	CR忠臣蔵	株式会社ミズホ	一〇〇五九一

株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第二) 第一種特別電 動役物	C R・お 水 K の花道	株式会社 平和	一〇〇六三六
---	---	---------------------	------------	--------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番